

船舶事故調査報告書

令和3年6月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡				
発生日時	不明（令和2年5月18日 時刻不明）				
発生場所	不明（長崎県佐世保市平漁港南東方沖～長崎県新上五島町津和崎郷の海岸）				
事故の概要	プレジャーボート（船名なし）は、釣りをを行う目的で出港後、船長が落水して溺死した。				
事故調査の経過	令和2年5月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。				
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約4.80m×約1.50m×約0.25m、FRP ガソリン機関（船外機）、5.9kW、不詳				
乗組員等に関する情報	船長 89歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年5月26日 免許証交付日 平成28年10月11日 (令和3年12月12日まで有効)				
死傷者等	死亡 1人（船長）				
損傷	船底全般に擦過傷、船底中央部及び左舷船尾部に破口、船外機に破損				
気象・海象	気象：天気 曇り 佐世保市宇久島の南方約17海里（M）に位置する新上五島町有川地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。				
	日時	平均		最大瞬間	
		風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)
	18日 05:00	南	0.8	南	1.8
	08:00	南	3.9	南	8.4
	11:00	南南東	3.1	南	6.3
	14:00	南	2.4	南南西	4.5
	17:00	南南西	3.0	南	6.2

	20:00	南	4.1	南	8.5
	23:00	南南西	2.4	南	4.7
	<p>視界 07時ごろ～08時ごろ 不良</p> <p>海象：海上 07時ごろ平穏、18時35分ごろ波高約1m、潮汐06時及び18時ごろ高潮時、12時ごろ低潮時、水温 約18℃</p> <p>日没時刻：19時19分ごろ</p> <p>佐世保市（宇久地域）には、5月18日04時10分に強風注意報が発表され、20日04時07分に解除された。</p>				
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で、令和2年5月18日05時ごろ平漁港を出港した。</p> <p>船長の知人は、05時30分ごろ平漁港を出港し、佐世保市前子島^{まえこ}の南方で漂泊して釣りをしていたとき、07時ごろ、自船の西方40～50m付近で釣りをしていた船長を見掛け、手を振って釣果がないことを伝えたところ、船長も同様に手を振って返した。</p> <p>船長の知人は、数分後に霧になり、付近で釣りをしていた3～4隻の釣り船が帰港したので、間もなく釣り場を出発して07時10～15分ごろ平漁港に戻り、陸上から海上を眺めていたところ、08時ごろ、霧が晴れ、前子島周辺を含め周囲が明るくなったのを認めた。</p> <p>船長の家族は、船長が昼を過ぎても戻らないので心配になり、以前船長が所属していた漁業協同組合に連絡し、同漁業協同組合所属船舶数隻が付近海域を捜索したもの^{まへこ}の発見できず、15時10分ごろ同漁業協同組合職員が118番通報した。</p> <p>本船及び船長は、海上保安庁の巡視船等により捜索が行われ、本船が、20日11時00分ごろ、津和崎郷の海岸に漂着しているところを地元の警察署員に発見され、船長が、同日12時30分ごろ本船の西方沖100m付近の海上で長崎県防災ヘリコプタに発見され、巡視船搭載のゴムボートに揚収されて新上五島町小串漁港^{こぐし}（仲知地区^{ちゅうち}）に搬送された。</p> <p>船長は、待機していた救急隊員により死亡が確認され、司法解剖の結果、溺水吸引による窒息死（5月18日推定）と検案された。</p> <p>本船は、船長の家族が手配した船舶により平漁港に運ばれて陸揚げされた。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>				
その他の事項	<p>本船は、船外機付きの和船型で、操舵区画等の構造物がなく、甲板上から舷縁までの高さが約35cmであった。</p> <p>本船は、発見時、船体に他船と衝突したような痕跡がなかった。</p> <p>船長は、本事故当日携帯電話を携行しておらず、また、発見時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、5～6年前に漁師をやめ、2～3年前本船を中古で購入</p>				

	<p>し、週に2～3日、宇久島周辺の釣り場で釣りを行っており、ふだん05時ごろ出港して昼までに帰港していた。</p> <p>船長は、本事故当時、健康状態が良好であった。</p> <p>本船は、小型船舶の登録がなく、また、船舶検査を受検していなかった。</p> <p>小型船舶登録規則（平成14年国土交通省令第4号）第2条第1号、船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第2条第2項第1号口によれば、本船は、長さが3m（全長×0.9）以上で、船外機を搭載していたので、小型船舶の登録及び船舶検査を受検する必要があった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水吸引による窒息死であった。</p> <p>船長は、18日07時ごろ船長の知人と釣果がないことを手振りにより伝え合い、司法解剖により18日死亡推定と検案されたことから、18日07時ごろ以降に落水したものと推定される。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p> <p>本船は、長さが3mを越え、船外機を搭載した小型船舶であったが、小型船舶の登録及び船舶検査を受検していなかったことから、航行の用に供してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が出港後、船長が落水して溺水したことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天候の変化に十分注意し、天候の悪化が予想される場合は、余裕を持って早めに帰航すること。 ・防水パックに入れるなどの防水処置を施した携帯電話を常に身に付け、緊急時の連絡手段を確保しておくこと。 ・小型船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。 ・長さが3m以上で、推進装置を搭載している小型船舶は、小型船舶の登録を行い、船舶検査を受検すること。

付図1 事故発生場所概略図

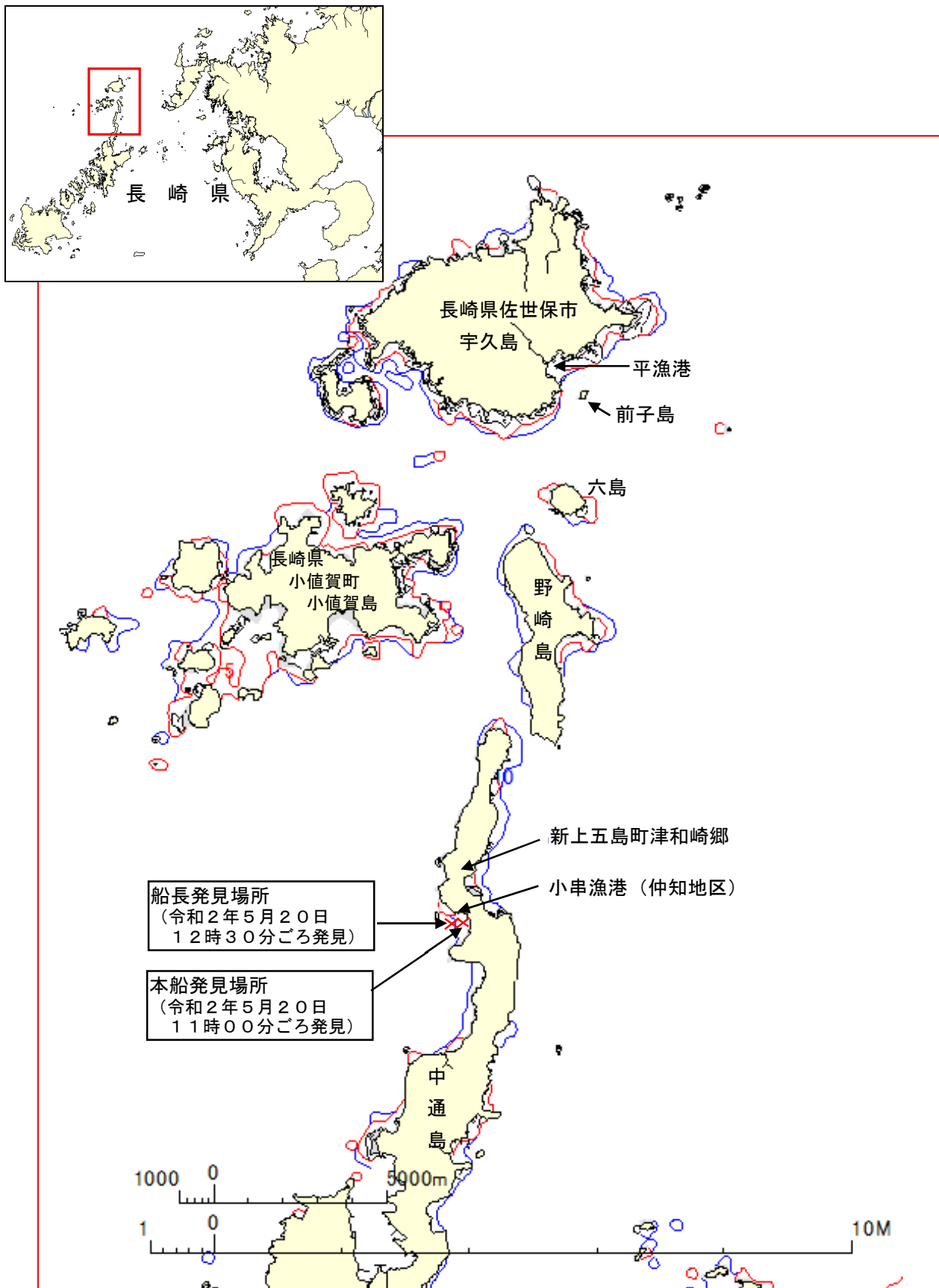


写真1 本船

